

第4章 廃棄物処理の目標の設定

1 廃棄物処理の目標

廃棄物処理の現状や課題を踏まえ、本計画期間の減量化の目標は、次のとおりとする（目標年度は平成 28 年度）。

- 廃棄物の排出量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 9%、産業廃棄物は約 6%削減する。
- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、一般廃棄物について約 26%、産業廃棄物について約 68%とする。
- 最終処分量について、平成 20 年度に対して一般廃棄物は約 23%、産業廃棄物は約 18%削減する。

注 1：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量：一般廃棄物の一年間の総排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

注 2：平成 21 年度は世界的な経済状況の悪化により排出量等が大きく減少し特異年と判断されるため、平成 20 年度を比較の対象とする。

2 目標値の設定

目標値の設定に当たっては、次の考え方を基本とした。

一般廃棄物及び産業廃棄物の過去の排出・処理処分状況の実績等の傾向から将来の排出量等の予測を行った（予測手法は参考資料参照）。

次に、その予測値を、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（改正：平成 22 年 12 月 20 日環境省告示第 130 号。以下「国の方針」という。）の目標に準じて算出したものと比較し、基本方針の目標値を満たさない場合は、これを満足させることとした。

その他、考慮すべき事項については、それを加味して目標を検討した。

（参考）国の方針における廃棄物の減量化の目標（目標年度は平成 27 年度）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成 19 年度に対し、約 5%削減する。	平成 19 年度に対し增加を約 1%に抑制する。
再生利用率	約 20%から約 25%に増加させる。	約 52%から約 53%に増加させる。
最終処分量	平成 19 年度に対し、約 22%削減する。	平成 19 年度に対し、約 12%削減する。

(1) 一般廃棄物の目標値の設定

ア 一般廃棄物の将来予測

県内的一般廃棄物の排出状況は、ごみの分別の細分化、資源化の取組やマイバッグ持参の取組など、市町村等の施策や県民の環境意識の高まりもあって減少傾向にある。この取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績の傾向から将来予測を行った。

平成 28 年度における排出量は 260 万 2 千トン、再生利用量は 60 万 4 千トン、減量化量は 174 万 4 千トン、最終処分量は 25 万 5 千トン、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 762g と予測された（表 14）。

表 14 一般廃棄物の将来予測

項目	平成 20 年度(基準年度)	平成 28 年度(目標年度)
排出量	280 万 1 千トン	260 万 2 千トン
再生利用量	63 万 8 千トン	60 万 4 千トン
再生利用率	22.8%	23.2%
中間処理による減量	186 万 5 千トン	174 万 4 千トン
最終処分量	29 万 8 千トン	25 万 5 千トン
処理しなければならない ごみの一人一日当たりの量	822g	762g

イ 一般廃棄物の減量化目標

一般廃棄物の平成 28 年度における目標値を、アの将来予測結果及び国の基本方針を踏まえ表 15 のとおり設定する。目標設定の考え方については、ウで後述する。

表 15 一般廃棄物の減量化目標

項目	平成 20 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	備考
排出量	280 万 1 千トン	254 万 1 千トン (9%減)	国の基本方針の目標に準じた場合の 273 万 2 千トンより 19 万 1 千トン多く削減
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	822g	720g (12%減)	前計画の目標を引き続き目指す
再生利用率	22.8%	25.9% (3.1 ポイント増)	国の基本方針の目標に準じた場合の 25.2% より 0.7 ポイント高い水準
最終処分量	29 万 8 千トン	23 万トン (23%減)	国の基本方針の目標に準じた場合の 23 万 8 千トンより 8 千トン多く削減

注：目標値の（ ）は、平成 20 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

ウ 目標設定の考え方

【目標設定のフロー】

項目	平成 28 年度予測値	国の基本方針に準拠
排出量	260 万 2 千ト	273 万 2 千ト
再生利用量	60 万 4 千ト	—
再生利用率	23.2%	25.2% ※
中間処理による減量	174 万 4 千ト	—
最終処分量	25 万 5 千ト	23 万 8 千ト ※
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	762g	—

※満足しない項目：再生利用率 25.2%

最終処分量 23 万 8 千ト

↓
国的基本方針の目標を満足させる

項目	(目標検討第 1 段階)
排出量	260 万 2 千ト
再生利用量	65 万 7 千ト
再生利用率	25.2%
中間処理による減量	170 万 7 千ト
最終処分量	23 万 8 千ト
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	742g

注：再生利用率（量）の上昇分は、可燃ごみから資源ごみ等への移行（分別の徹底）が進むことを見込んだ。

↓
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 720g を目指す

項目	平成 28 年度目標値	備考
排出量	254 万 1 千ト	(イ) 参照
再生利用量	65 万 7 千ト	—
再生利用率	25.9%	(ウ) 参照
中間処理による減量	165 万 4 千ト	—
最終処分量	23 万ト	(エ) 参照
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	720g	(ア) 参照

注：処理しなければならないごみの一人一日当たりの量を 720g とするため、全体の排出量の削減を図る。可燃ごみの削減を図るものとし、再生利用量は変わらないものとした。また、排出量の削減に伴い、最終処分量も減少するものとし、目標検討第 1 段階における「中間処理による減量」:「最終処分量」の比を用いて最終処分量を算出した。

(ア) 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量

平成 28 年度における処理しなければならないごみの一人一日当たりの量の予測値は 762g であり、前計画で掲げた目標 720g に届かない予測となっている。しかしながら、この 720g は、一層の減量化・資源化の取組を進めることで到達可能なレベルであると考え、本計画においても 720g を引き続き目標とする。

(イ) 排出量

平成 28 年度における排出量の予測値 260 万 2 千トンは、国の基本方針の目標を満足するものであるが、さらに、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 720g を目指すことから、全体排出量としても、これに合わせて削減を図るものとし、254 万 1 千トンを目標とする。

この目標値は、国の基本方針の目標に準じた場合の 273 万 2 千トンより、さらに 19 万 1 千トン多く削減するものである。

(ウ) 再生利用率

平成 28 年度における再生利用率の予測値は 23.2% であるが、国の基本方針では、平成 27 年度において 25% とすることを目標としているため、この目標を満足させることとする。さらに、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 720g を目指し排出量の減少を図ることと整合させ、再生利用率は 25.9% を目標とする。

この目標値は、国の基本方針の目標に準じた場合の 25.2% より、さらに 0.7 ポイント高い水準を目指すものである。

(エ) 最終処分量

平成 28 年度における最終処分量の予測値 25 万 5 千トンは、国の基本方針の目標に届かないことから、基本方針の目標を満足させることを基本とし、さらに、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 720g を目指し排出量の減少を図ることと整合させ、最終処分量の目標は 23 万トンとする。

この目標値は、国の基本方針の目標に準じた場合の 23 万 8 千トンより、さらに 8 千トン多く削減するものである。

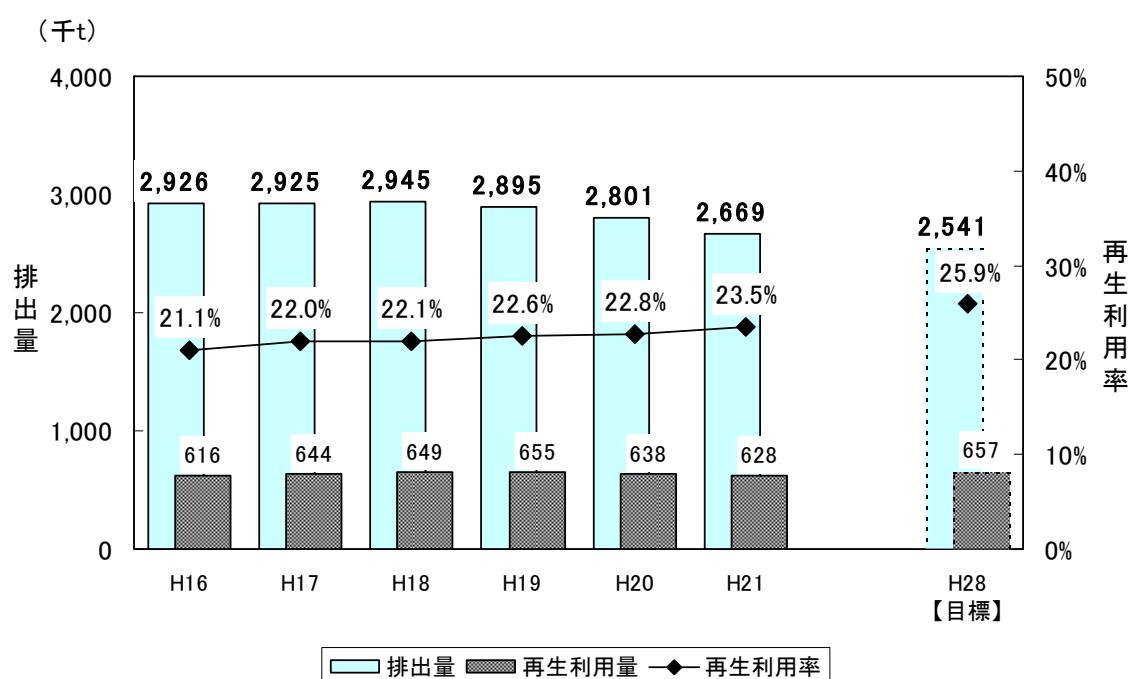
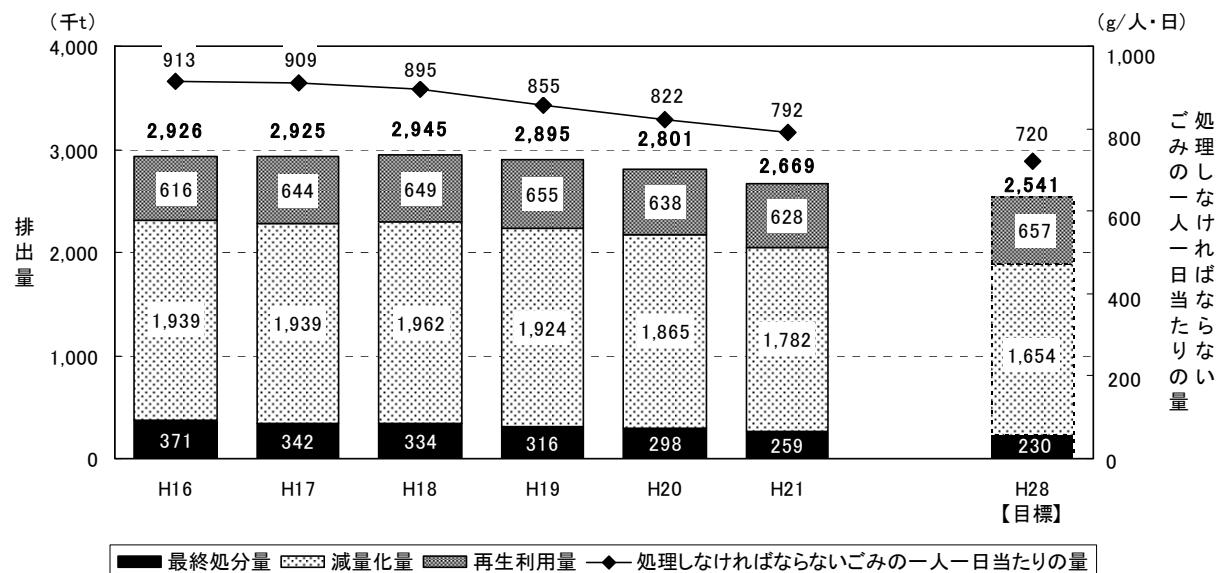


図 43 一般廃棄物の減量化目標

(2) 産業廃棄物の目標値の設定

ア 産業廃棄物の将来予測

県内の事業者における排出抑制や資源化の取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績の傾向から将来予測を行った。

目標年度である平成 28 年度における排出量は 1,545 万 3 千トン、再生利用量は 1,028 万 4 千トン、最終処分量は 116 万 7 千トンと予測された(表 17)。

表 17 産業廃棄物の将来予測

項目	平成 20 年度(基準年度)	平成 28 年度(目標年度)
排出量	1,641 万 8 千トン	1,545 万 3 千トン
再生利用量	1,036 万 2 千トン	1,028 万 4 千トン
再生利用率	63.1%	66.6%
中間処理による減量	489 万 4 千トン	400 万トン
最終処分量	116 万 2 千トン	116 万 7 千トン

イ 産業廃棄物の減量化目標

産業廃棄物の平成 28 年度における目標値を、アの将来予測結果及び国の基本方針を踏まえ表 18 のとおり設定する。目標設定の考え方については、ウで後述する。

表 18 産業廃棄物の減量化目標

項目	平成 20 年度 実績値	平成 28 年度 目標値	備考
排出量	1,641 万 8 千トン	1,545 万 3 千トン (6% 減)	国の基本方針の目標に準じた場合の 1,604 万 4 千トンより 59 万 1 千トン多く削減
再生利用率	63.1%	67.6% (4.5 ポイント増)	国の基本方針の目標に準じた場合の 53.1% より 14.5 ポイント高い水準
最終処分量	116 万 2 千トン	95 万 4 千トン (18% 減)	国の基本方針の目標に準じた場合の 95 万 4 千トンと同じ

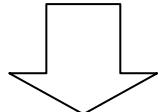
注：目標値の（ ）は、平成 20 年度と比較した場合の増減割合等を示す。

ウ 目標設定の考え方

【目標設定のフロー】

項目	平成 28 年度予測値	国の基本方針に準拠
排出量	1,545 万 3 千トソ	1,604 万 4 千トソ
再生利用量	1,028 万 4 千トソ	—
再生利用率	66.6%	53.1%
中間処理による減量	400 万トソ	—
最終処分量	116 万 7 千トソ	95 万 4 千トソ ※

※満足しない項目: 最終処分量 95 万 4 千トソ



国の基本方針の目標を満足させる

項目	平成 28 年度目標値	備考
排出量	1,545 万 3 千トソ	(ア) 参照
再生利用量	1,043 万 9 千トソ	—
再生利用率	67.6%	(イ) 参照
中間処理による減量	406 万トソ	—
最終処分量	95 万 4 千トソ	(ウ) 参照

注：最終処分量を減少させることに合わせ、再生利用量の増加を見込むものとし、平成 28 年度予測値の「再生利用量」：「中間処理による減量」の比を用いて再生利用量を算出した。

(ア) 排出量

平成 28 年度における排出量は 1,545 万 3 千トンと予測されたが、これは平成 20 年度に比べ約 6% 減少させるものである。この 6% 減少については、国の基本方針における目標「平成 19 年度に対し、平成 27 年度において排出量の増加を約 1% に抑制」と比較し排出を大きく抑制するものとなっている。これは、本県における排出量の予測値が、事業者による廃棄物の排出抑制対策が織り込まれた過去の実績の傾向に基づくことによるものと考えられる。今後も引き続き排出抑制の取組が進められることを見込み、1,545 万 3 千トンを平成 28 年度における目標値とする。

この目標値は、国の基本方針の目標に準じた場合の 1,604 万 4 千トンより、さらに 59 万 1 千トン多く削減するものである。

(イ) 再生利用率

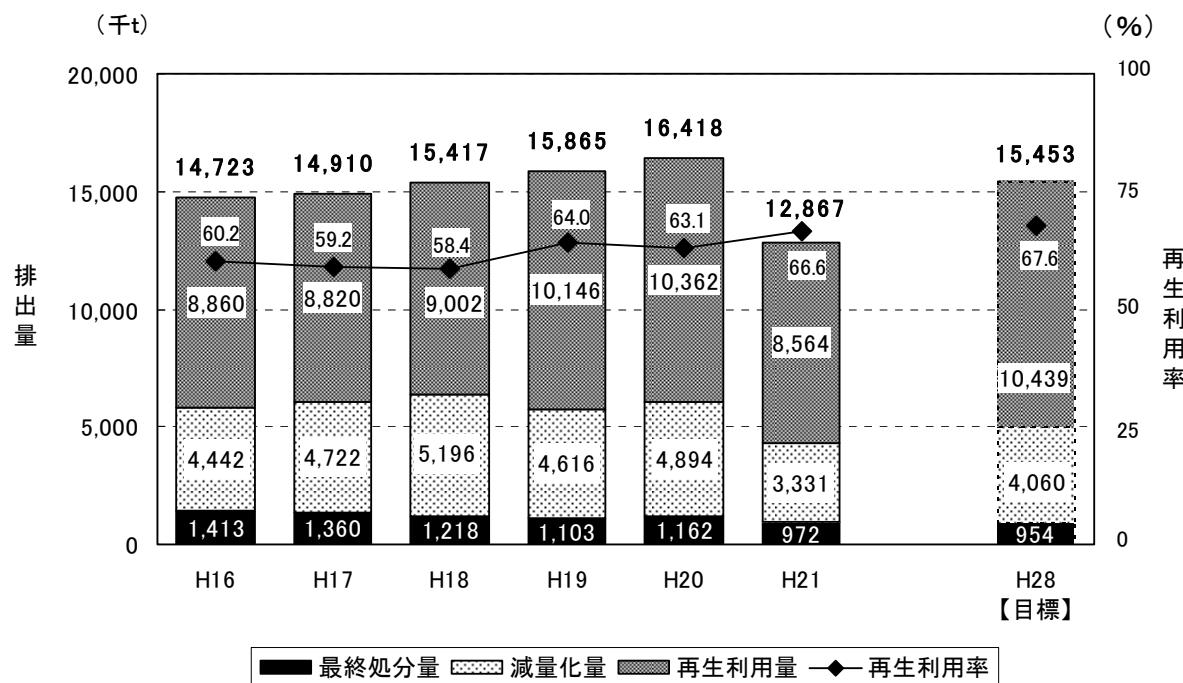
本県における再生利用率は、平成 13 年度から平成 21 年度にかけて、58.4%～66.6% の間をほぼ横ばいで推移している (p24 図 28)。本県の再生利用率は、国の基本方針における目標「平成 27 年度において約 53%」を既に大きく上回っている状況にあることから、本県における現状の再生利

用率 66.6%を維持することを基本とした。その上で、最終処分量について国の基本方針の目標を満足させることに合わせ再生利用量を増加させるものとし、平成 28 年度における再生利用率は 67.6%を目標とする。

この目標値は、国の基本方針の目標に準じた場合の 53.1%より 14.5 ポイント高い水準である。

(ウ) 最終処分量

平成 28 年度における最終処分量の予測値 116 万 7 千トンは、国の基本方針の目標に届かないことから、基本方針の目標を満足させることを目指し、最終処分量の目標は 95 万 4 千トンとする。



注：その他量を除いているため、排出量と各処理量の合計は一致しない。

図 44 産業廃棄物の減量化目標